



秋田県公報

告示

目次

ページ

生活保護法による施術者の指定(八八六・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定施術者の事業の廃止(八八七・福祉政策課).....	1
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(八八八・能代保健所).....	2
結核予防法による医療機関の指定(八八九・能代保健所).....	2
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(八九〇・商工業振興課).....	2
争議行為の予告(八九一・労働政策課).....	3
公共測量実施の通知(八九二・建設管理課).....	3
道路区域の変更(八九三・道路環境課).....	3

告示

道路の供用開始(八九四・道路環境課).....	3
建築基準法による道路位置の指定(八九五・鹿角地域振興局建設部).....	4
公告	
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	4
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課).....	5
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(一三三七).....	6
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一三三八).....	7
政治団体の解散の届出(一三三九).....	7
政治団体の収支に関する報告書(一四〇〇).....	8
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一四一一).....	9
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一四一二).....	9

秋田県告示第八百八十六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏名	鎌田 翼	住所	男鹿市船越字内子一の八十四	施術所の名称	鎌田整骨院	施術所の所在地	南秋田郡若美町払戸字渡部二十八三	業務の種類	柔道整復	指定年月日	平成十四年八月二十四日
----	------	----	---------------	--------	-------	---------	------------------	-------	------	-------	-------------

秋田県告示第八百八十七号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出があったので、

同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	廃止年月日
----	-----	--------	---------------	-------

鎌田洋悦	南秋田郡若美町払戸字渡部二十八三	鎌田整骨院	南秋田郡若美町払戸字渡部二十八三	平成十四年八月二十三日
------	------------------	-------	------------------	-------------

秋田県告示第八百八十八号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
塚本薬局	能代市畠町六番九号	平成十三年十二月十六日

秋田県告示第八百八十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
塚本薬局	能代市富町十番一号	平成十三年十二月十七日

秋田県告示第八百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 ホーマック株式会社 代表取締役 前田勝敏
 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 広面ショッピングセンター
 秋田市広面字近藤堰越五十番一外
 - (三) 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 ア 退店
 佐野薬品株式会社 代表取締役 佐野元彦
 秋田市卸町三丁目四番二十二号
 株式会社加賀屋書店 代表取締役 加賀屋豊治
 秋田市千秋城下町六番十三号
 株式会社花徳 代表取締役 茂木惣兵衛
 秋田市八橋新川向一番三十三号
 株式会社三城 代表取締役 多根幹雄
 東京都中央区日本橋二丁目四番二号
 吉原美菜子
 北秋田郡比内町新館字駒橋屋布二十七
 ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋延蔵
 福島県郡山市朝日三丁目七番三十五号
 イ 出店
 株式会社サノ・コーポレーション 代表取締役 佐野元彦
 秋田市保戸野通町三番三十一号
 - (四) 変更の年月日
 平成十六年七月十五日
 - (五) 変更する理由
 改装に伴う小売業者の変更等のため
- 二 届出年月日
 平成十六年十月二十八日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎二階 県政情報資料室
 秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年十一月九日から平成十七年三月九日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百九十一号

平成十六年十月二十七日鷹巣病院労働組合執行委員長松坂金浩から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺田典城

一 事件

(一) 賃金の改善に関する事。

(二) 一時金に関する事。

(三) 職員増員に関する事。

(四) 労働条件の改善に関する事。

二 日時

平成十六年十一月十二日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行つ。

一 道路の区域

県道	道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧						
		久保秋田線		久保秋田線	秋田市金足片田字杉沢九六番一地先から字吉田尻二番三地先まで		一〇・八〇}二三・〇〇	二・〇〇〇
		久保秋田線		久保秋田線	"		一三・六〇}二五・六〇	二・〇〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十一月九日から同月二十二日まで

三 場所

北秋田郡鷹巣町綴子字釜堤脇十二番地

四 概要

救急外来患者及び入院患者のための保安要員を除くすべての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第八百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通大臣から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類

公共測量(ほ場整備地形図作成)

二 作業を行う地域

山本郡藤里町藤琴地区

三 作業を行う期間

平成十六年九月二十二日から平成十七年三月十日まで

秋田県告示第八百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	久保秋田線	秋田市金足片田字山崎三六番一地从先から金足吉田字吉田尻二五番一地从先まで

二 供用開始の期日 平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺田典城

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年十一月九日から同月二十二日まで

申請者の住所及び氏名 鹿角市花輪字高沢六番地一 有限会社ホクセイ 代表取締役 小 舘 具 視	道路の位置の指定箇所 鹿角市花輪字中屋布二十番七及び二十番八の内	道路の延長 六四・二八メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年十一月一日
---	-------------------------------------	--------------------	----------------	---------------------

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十一月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 教材用空気調和装置 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 納入期限 平成十七年三月十一日(金)
- 三 納入場所 秋田県立由利工業高等学校

- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 四 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - (一) 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十一月九日(火)から同月十八日(木)までの期間、随時交付する。
 - (二) 入札執行の日時及び場所 平成十六年十一月二十五日(木)午後一時三十分
- 五 秋田県庁地下一階管財課入札室 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

一 入札に付する物件の所在地、面積等
秋田県知事 寺 田 典 城

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十一月九日

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	鷹巣町鷹巣字平崎上 岱一三番二二三	宅地	二九四・五三	二、九一六、〇〇〇
二	森吉町米内沢字柳原 一五番一	宅地 建物	九九六・〇八 三三七・二七	九、五九〇、〇〇〇

十六	西仙北町刈和野字上ノ 台蓋屋敷一〇六番七	宅地	一七四・七四	一、五四五、〇〇〇
十五	男鹿市船川港船川字 鳥屋場一番一六五	宅地	一六五・三〇	一、五九七、〇〇〇
十四	男鹿市船川港船川字 鳥屋場一番一五八	宅地	二三一・五二	二、〇九一、〇〇〇
十三	男鹿市船川港船川字 鳥屋場一番一六三	宅地	八六八・七二	七、二九八、〇〇〇
十二	秋田市川尻若葉町二 六八番一	宅地	二一八・九一	二、七〇八、〇〇〇
十一	秋田市仁井田新田一 丁目七三番三	宅地	三〇四・八七	一四、一〇〇、〇〇〇
十	秋田市保戸野八丁六 〇七番一	建物 宅地	一四七・〇八 四五一・一七	二八、六五〇、〇〇〇
九	秋田市保戸野八丁六 〇七番一	建物 宅地	一四一・七一 四四八・二七	二九、一七五、〇〇〇
八	秋田市千秋矢留町二 一三番一	宅地	六四五・四七	四九、七〇〇、〇〇〇
七	能代市落合字亀谷地 五七番六	宅地	三三四・四三	二、九九三、〇〇〇
六	能代市落合字亀谷地 五七番五	宅地	三三二・四〇	二、九七五、〇〇〇
五	能代市落合字亀谷地 五七番四	宅地	三三〇・二四	二、九五五、〇〇〇
四	能代市落合字亀谷地 五七番三	宅地	三三四・二四	二、九九二、〇〇〇
三	森吉町米内沢字出向 四八番一	宅地	三七三・三二	三、六六〇、〇〇〇
二		建物	三五・〇五	

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一〇三	秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八六 六一 二五二)	平成十六年十一月九日(火)から同月二十六日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで
四〇七	秋田県山本地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八五 五二 六二〇三)	平成十六年十一月九日(火)から同月二十六日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで
八〇五	秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三六)	平成十六年十一月九日(火)から同月三十日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで
十六	秋田県仙北地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八七 六三 五二二三)	平成十六年十一月九日(火)から同月二十九日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一〇三	秋田県北秋田地域振興局第二会議室	平成十六年十一月二十九日(月)午後一時
四〇七	秋田県山本地域振興局分館第一会議室	平成十六年十一月二十九日(月)午前十時

八〇五	秋田県出納局管財課入札室	平成十六年十二月一日(水)午前十一時
十六	秋田県仙北地域振興局第三小会議室	平成十六年十一月三十日(火)午前十一時

- 四 入札に参加する者に必要な資格
入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)
- 五 入札参加申込みに必要な書類等
- (一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
印鑑及び登記簿の謄本
- 六 入札保証金に関する事項
入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- 七 入札の無効
秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号)第六十六条に規定することによる。
- 八 その他
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
- 詳細に関しては、秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三六)に照会のこと。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百三十七号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十六年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十六年十一月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第百二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
菅義雄後援会	主たる事務所の所在地 雄勝郡雄勝町秋ノ宮字新屋敷六十三番地	主たる事務所の所在地 雄勝郡雄勝町横堀字六郎川原二十二番地十八	平成十六年十月二十一日
寺田すけしろ後援会	主たる事務所の所在地 秋田市山王中園町五番八号	主たる事務所の所在地 横手市神明町一番二十八号	平成十六年十月一日
地域活性化研究会	主たる事務所の所在地 山本郡二ツ井町字下野六十七番地二十二	主たる事務所の所在地 秋田市山王三丁目一番七号	平成十六年十月二十五日
会計責任者	齋藤伸志	藤垣宏秋	
会計責任者	渡邊重範	山本博章	

その他の政治団体

秋選管告示第百二十八号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十六年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十六年十一月九日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
獅子の会	佐々木宣治	加賀屋好宣	本荘市出戸町字砂子下百十三番地九	平成十六年十月十二日
村岡敏英後援会	岡根哲也	長谷川時夫	"	"
ふたつ寺田すけしろ後援会	藤田隆雄	高橋肇	山本郡二ツ井町仁鮎字小掛道五十九番地	平成十六年十月二十五日

平成十六年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十六年十一月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
秋田県こにし恵一郎薬 劑師後援会	平成十六年九月三十日	平成十六年十月一日
佐藤政久後援会	"	平成十六年十月四日
竹内慶一後援会	平成十六年十月一日	平成十六年十月五日
佐々木正信後援会	平成十六年十月十五日	平成十六年十月二十一日
政和会(佐藤久雄を励 ます会)	平成十六年十月二十日	平成十六年十月二十二日

秋選管告示第四百四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその取組を公表する。
平成十六年十一月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 秋田県こにし恵一郎薬劑師後援会

報告年月日 平成16年10月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

1,350,440円
75,435円
1,275,005円

(イ) 支出総額 1,350,440円
イ 収入・支出の内訳
(ア) 収入の内訳

寄附

政治団体からの寄附

その他の収入

1件10万円未満のもの

合 計

1,275,000円
1,275,000円
5円
5円
1,275,005円

【寄附の内訳】

政治団体からの寄附

秋田県薬劑師連盟

こにし恵一郎中央後援会

小 計

300,000円 秋田市
975,000円 東京都渋谷区
1,275,000円

(イ) 支出の内訳

経常経費

事務所費

政治活動費

寄附・交付金

合 計

106,920円
106,920円
1,243,520円
1,243,520円
1,350,440円

政治団体の名称 佐々木正信後援会

報告年月日 平成16年10月21日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

政治団体の名称 政和会(佐藤久雄を励ます会)

報告年月日 平成16年10月22日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

収入及び支出のない団体

その他の政治団体

255円
255円
0円
0円
0円

政治団体の改称	齋 田 典 田
佐藤政久後援会	平成16年10月4日
竹内慶一後援会	平成16年10月5日

秋選管告示第四百四十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月九日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
寺 田 典 城	秋田県知事 (現職)	寺田すけしろ後援会	主たる事務所の所在地	新 秋田市山王中園町五番八号 旧 横手市神明町一番二十八号	平成十六年十月一日
齊 藤 滋 宣	参議院議員 (候補者にならうとする者)	地域活性化研究会	主たる事務所の所在地	山本郡二ツ井町字下野六十七番地 二十二	平成十六年十月二十五日

秋選管告示第四百四十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十一月九日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体	届出年月日
佐 藤 政 久	十文字町議会議員（候補者にならうとする者）	名 称 佐藤政久後援会 主たる事務所の所在地 平鹿郡十文字町十文字新田字曙町十番地一	平成十六年十月四日
		代表者氏名 佐藤政久	

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄